

## ばらのまち福山応援寄附金の使い道及び返礼品に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、ばらのまち福山応援寄附金の使い道、返礼品を提供する事業者（以下、「返礼品事業者」という。）及び返礼品に関し必要な事項を定めるものとする。

### (使い道)

第2条 ばらのまち福山応援寄附金の使い道は、寄附者に市の取組への関心と参加意識を持ってもらえるものであり、市が行っている事業の歴史や背景等を伝えることができるものとする。

### (返礼品事業者の要件)

第3条 返礼品事業者は、次の各号の全ての要件を満たす事業者とする。

- (1) 第5条に規定する返礼品の要件を満たしている物や役務を提供することができること。
- (2) 法令を遵守した生産、製造、販売又はサービスの提供を行っていること。
- (3) 返礼品について、適正な品質管理等に努め、事業者の責任において提供できること。
- (4) 市税の滞納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (6) 寄附者の個人情報を返礼品の発送以外の目的に使用しない等個人情報の取扱いを厳重に行えること。
- (7) 返礼品の受発注及び納品の管理等のため、インターネット、メール等の通信手段を有し、市が管理業務を委託している事業者が提供するシステムを利用した受発注管理が可能であること。
- (8) 物品の送付作業及びサービスの利用券等の発行・送付作業を含め、市が指定する内容で、寄附者への返礼品提供に係る一連の作業が行えること。

### (返礼品事業者の登録)

第4条 返礼品事業者の登録を受けようとするものは、市が返礼品の発注及び配送管理などの業務について一括して委託する代行業者（以下、「委託事業者」という。）への登録の申請を行い、市長の承認を受けなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

### (返礼品の選定基準)

第5条 返礼品は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市のPR及び産業振興に寄与するもの。
- (2) 総務大臣が定める返礼品等の基準（平成31年総務省告示第179号）に該当するもの。
- (3) 品質及び数量ともに安定した供給が見込めるもの。ただし、季節限定、期間限定又は数量限定で供給可能なものとして市が認めるものは、この限りでない。
- (4) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないもの。
- (5) 市の公共性、中立性及び品位を損なうおそれがないもの。
- (6) 業として生産しているもの又はされたものであって、個人の趣味、特技により私的に

作成したものでないこと。また、当該物品又はサービス以外に別途追加で購入等することが前提となっている物品又はサービスでないこと。

- (7) 自ら生産・製造したもの以外の場合は、市の返礼品として提供すること等について事前に生産者・製造者の同意を得ていること。
- (8) キャラクター等を使用する場合は、返礼品事業者以外の第三者が著作権等の権利を有する場合には、権利者の許諾を得ていること。
- (9) 食料品・飲料品の場合は、返礼品が寄附者に到着した後一定期間の賞味期間が保証されていること。ただし、生鮮食料品（鮮度が高く要求されるもの）についてはこの限りではないが、発送希望日等を事前に寄附者へ確認・調整等を行うなど、商品が適切に寄附者の手元に届くよう配慮すること。また、運搬にあたっては食品衛生法等に基づき、運搬方法等に留意すること。
- (10) 食品衛生法、食品表示法、商標法、特許法、著作権法、不当景品類及び不当表示防止法、不正競争防止法など、関係法規を遵守しているものであること。
- (11) 返礼品の配送にあたって寄附者との調整が必要な場合は、その体制が整っていること。
- (12) 返礼品の使用にあたって設置等の手続が必要な場合は、返礼品事業者がその完了まで手配できること。
- (13) 物品との引換えに使えるチケット等の場合は、引換えが可能な物品が第5条で掲げる全ての条件を満たすものであること。
- (14) サービスの提供の場合は、指定のサービス内容以外では利用不可となる措置を講じること。また、利用券には記名又は通し番号を付記する等、転売の防止措置を施すこと。
- (15) サービスの提供の場合は、期間限定のものを除き、原則として有効期限が発送日から6か月以上有すること。また、寄附者等の利用方法が確立されていること。
- (16) 市が求める場合に返礼品のサンプルを提供できること。なお、サービスの場合は、現場での確認ができること（原則として無償提供）
- (17) 市ふるさと納税関連ホームページ等に掲載するため、返礼品に関する情報（返礼品の商品名、説明文、画像データ、返礼品事業者名等）を提供可能であること。

#### （返礼品の品質管理）

第6条 返礼品の品質管理については、次の各号の全ての要件を満たすこととする。

- (1) 寄附募集時から寄附者への配送時に至るまで、常時、原材料、品質、機能、表示、衛生、安全性その他一切の事項について、関係諸法令等、全ての基準に適合していること。返礼品事業者は、返礼品がこれらの基準に全て適合していることを把握する義務を負う。
- (2) 返礼品提供開始前及び提供開始後も、適正な事業実施を確保するため、市は定期的に返礼品事業者に対し必要な調査や確認等を行うことがある。その際は、返礼品事業者は調査・確認に応じる義務を負う。
- (3) 返礼品が食料品、飲料品又は食事サービスの場合、食品衛生法等に基づく許認可等の確認を行うため、提出書類等を必要な部署へ提供することがある。また、返礼品の製造等について、当該部署から確認の連絡、施設への立入検査及び返礼品の収去検査等が行われることがある。返礼品事業者はこれらの調査及び検査等に応じ、真摯に対応、協力する義務を負う。

#### （返礼品の登録及び寄附金額）

第7条 返礼品事業者は、提供しようとする返礼品について市に提案し、事前に返礼品の登録を受けなければならない。登録した事項を変更しようとするときも同様とする。

- 2 市は、前項の登録情報に基づき、次のとおり寄附金額を設定するものとする。
- (1) 寄附金額は、原則、返礼品の調達費用及び送料（消費税及び地方消費税を含む。）の和に32分の100を乗じて得た額とし、1,000円未満の端数は切り上げる。ただし、返礼品の調達費用（消費税及び地方消費税、梱包等の経費を含む。）が寄附金額に対して3割を超える場合は、3割以内の額とする。
  - (2) 寄附金額の下限は、8,000円とする。ただし、冷凍又は冷蔵で配送する場合、寄附金額の下限は10,000円とする。
- 3 市は、必要に応じて別途寄附金額を調整するものとする。

（返礼品事業者及び返礼品の登録の取下げ）

第8条 返礼品事業者は第4条に規定する返礼品事業者の登録又は前条に規定する返礼品の登録を取り下げの場合は、速やかに市へ報告するものとする。

（返礼品の取扱中止及び返礼品事業者の登録抹消）

第9条 市は、次に掲げる要件のいずれかに該当したときは、返礼品の取扱いを中止し、又は返礼品事業者としての登録を抹消するものとする。

- (1) 提出した書類の内容に虚偽があったとき。
- (2) 返礼品又は返礼品事業者が第3条又は第5条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (3) 本事業において、不誠実な行為を行ったとき。
- (4) 概ね3年間、返礼品の取扱いがないとき。

（その他）

第10条 本要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、2023年（令和5年）10月1日から施行する。  
（旧基準の廃止）
- 2 この要綱の施行に伴い、ばらのまち福山応援寄附金の使い道及び返礼品の選定基準（2016年（平成28年）2月1日）は廃止する。

附 則

この要綱は、2024年（令和6年）7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2025年（令和7年）4月1日から施行する。